

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第2回）

日時：令和6年12月24日（火）

13時30分から15時00分まで

場所：盛岡地区合同庁舎8階講堂A

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（1）第1回会議結果の整理（3つの論点について）

- ・災害ケースマネジメントの主体
- ・アウトリーチ人材が備えるべきスキル
- ・人材派遣調整の体制や仕組み

（2）その他

- ・避難生活における温かい食事の提供について

4 閉 会

岩手県災害ケースマネジメント推進検討会議（第2回） 出席者名簿

○構成員等

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県立大学社会福祉学部	客員教授	齋藤 昭彦	
岩手県社会福祉協議会	事務局次長兼総務部長	斉藤 穰	
いわてNPO災害支援ネットワーク (認定NPO法人フードバンク岩手)	理事 (副理事長・事務局長)	阿部 知幸	
いわてNPO災害支援ネットワーク (NPO法人クチェカ)	会員 (理事・事務局長)	鈴木 悠太	
久慈市生活福祉部社会福祉課	課長	安部 信二	
葛巻町総務課	総務室長	日向 信二	
復興防災部復興危機管理室	総括危機管理監兼 放射線影響対策課長	田澤 清孝	
岩手県復興防災部防災課	主任主査	横森 宅弥	
岩手県保健福祉部地域福祉課	特命課長	米澤 克徳	
(オブザーバー) 岩手県立大学社会福祉学部	講師 (アウトリーチ人材育成プログラム 作成業務委託研究担当者)	高木 善史	

○事務局

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手県 復興防災部	部 長	福田 直	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	副部長兼復興危機管理室長	北島 太郎	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	総括課長	前田 敬之	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	被災者生活再建課長	山崎 重信	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主任主査	中嶋 由紀	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主任主査	松尾 友子	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 事	土井尻 啓輔	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主 事	照井 晴香	

今年度の推進検討会議の日程

会議(開催日)	内 容
第1回会議(R6.9.18)	災害ケースマネジメントに係る現状・課題の確認
第2回会議(R6.12.24)	3つの論点ごとの方向性の確認
第3回会議(R7.3予定)	主な論点に関する中間整理

※ 令和7年度 of 取組予定
岩手県災害ケースマネジメントガイドライン(仮称)の策定

第1回会議結果の整理 (3つの論点について)

岩手県復興防災部復興くらし再建課

第1回会議の振り返り

3つの論点についての主な意見

論 点	主な意見
1 災害ケースマネジメントの主体はどこか	<ul style="list-style-type: none">・ 実施主体は市町村・ 行政が主体となってやるべきだが、マンパワー不足
2 アウトリーチ人材が備えるべきスキルはどのようなことか	<ul style="list-style-type: none">・ 被災者が抱えている課題をヒアリングする能力・ 共感力(時には一緒に泣く、怒る)
3 人材派遣調整の体制や仕組みはどうあるべきか	<p>① アウトリーチ人材</p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害時は専門職を募集しても集まらないので、相談支援の経験がない人に対し、研修等によりスキルを習得してもらう・ 自衛隊の予備役のように、認定を与え、有事に協力してもらう体制があるとよい <p>② 専門人材</p> <ul style="list-style-type: none">・ DWAT等では県を超えた派遣を実施 <p>⇒ 既に広域調整制度あり</p> <p>〔内閣府防災で検討中の民間活動団体登録制度において、専門職集団の派遣体制についても議論の対象となる可能性がある〕</p>

論点1 災害ケースマネジメントの主体

【第1回会議の意見】

- ・ 実施主体は市町村
- ・ 行政が主体となってやるべきだが、マンパワー不足

実施形態	主体となって活動する人・機関(例)
①市町村職員による実施	・ 市町村職員(行政職、保健師等)
②市町村から委嘱	・ 民生委員、防災士、集落支援員、地域おこし協力隊 等
③市町村から民間団体へ委託	・ 市町村社協、NPO団体 等 (例) 岩泉よりそいみらいネット (市町村は災害ケースマネジメント全体をコントロールする役割)

※ 市町村の実情に応じていずれを選択するか検討

①～③の組み合わせもあり得る

※ 県の役割: 人的支援・市町村間の調整

(参考資料2 地方行政改革におけるアウトリーチ人材の位置付け)

論点2 アウトリーチ人材が備えるべきスキル

【第1回会議の意見】

- ・ 被災者が抱えている課題をヒアリングする能力
- ・ 共感力(時には一緒に泣く、怒る)

1 必要とされるスキル(国手引きより)

- ① アウトリーチ人材に求められる能力
- ・ 情報収集能力
 - ・ 被災者の課題を把握分析する能力

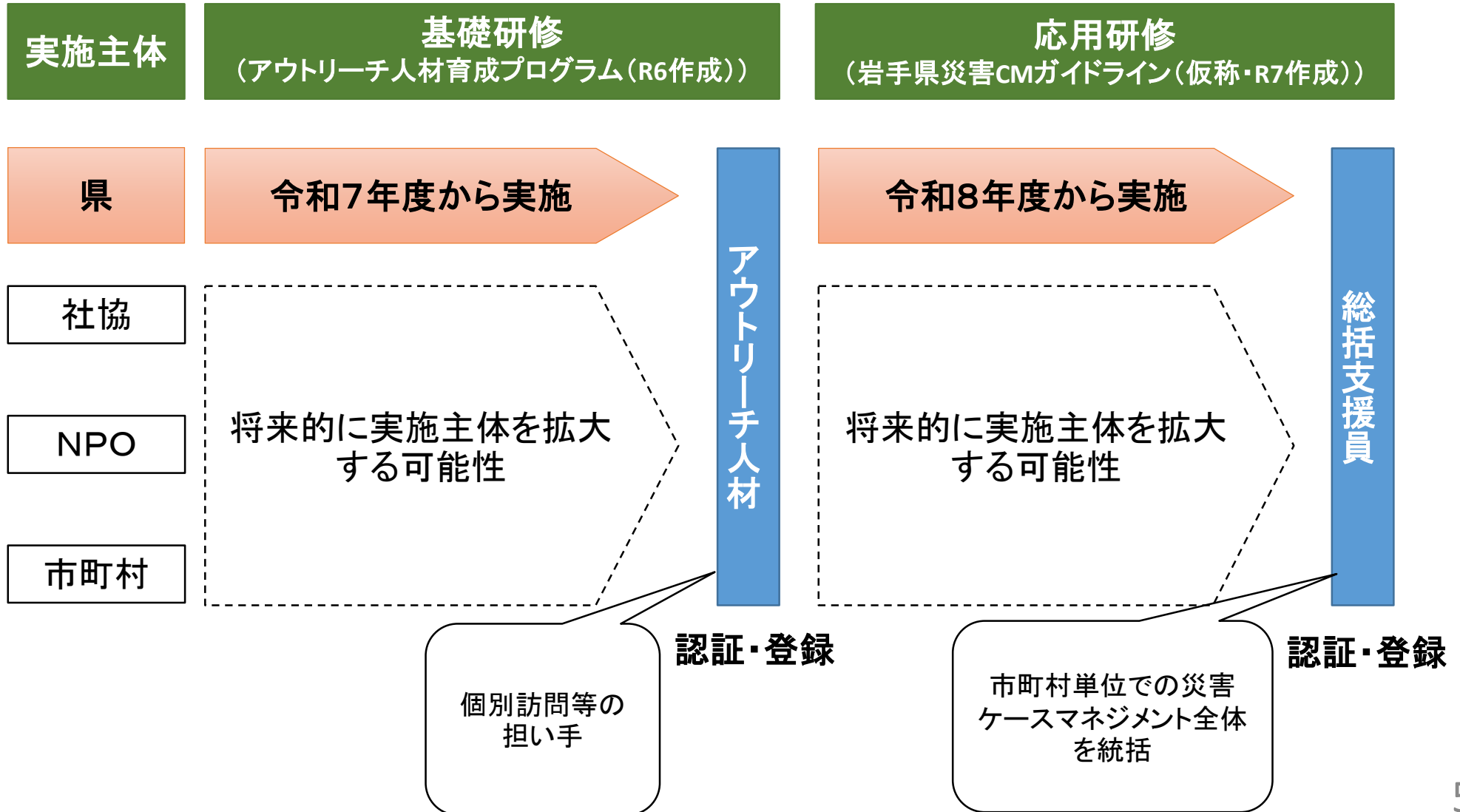


- ② 必要なスキル (研修等で身につける)
- ・ 被災者とのコミュニケーションのスキル
 - ・ 被災者の気持ちを聴くスキル

※ 総括支援員(災害ケースマネジメント全体を統括する者)は別のスキルも必要

論点2 アウトリーチ人材が備えるべきスキル

2 人材育成の仕組み



論点3 人材の派遣調整の体制や仕組み

【第1回会議の意見】

① アウトリーチ人材

- ・ 災害時は専門職を募集しても集まらないので、相談支援の経験がない人に対し、研修等によりスキルを習得してもらう
- ・ 自衛隊の予備役のように、認定を与え、有事に協力してもらう体制があるとよい

アウトリーチ人材の派遣調整の体制や仕組み(例)

1 派遣人材の登録(当面は県が実施)

- ・ 県・民間団体等が実施する**研修の修了者**には**認定証を交付**
- ・ 認定証保有者としての**登録**(災害発生時に活動するアウトリーチ人材)
- ・ **登録者名簿**は県・市町村・関係機関が**閲覧可**

2 派遣調整の仕組み(当面は県が実施)

- ① 災害発生時は、市町村において**登録者名簿**を閲覧して、個別に活動を依頼
- ② 県内市町村間で**応援が必要な場合は、県が仲介**
- ③ 都道府県をまたぐ**応援については、今後知事会等を通して、仕組みの創設について国へ要望**
※ DWATを参考に今後検討

令和6年度災害ケースマネジメントに係るアウトリーチ研修概要

1. 目標

- ①災害ケースマネジメントに係るアウトリーチ人材育成のための指導者を養成する
- ②災害ケースマネジメントについて理解する
- ③アウトリーチ人材について理解する
- ④アウトリーチ人材を育成する必要性・方法を理解する

2. 対象

- ①市町村職員 ②県社会福祉協議 ③市町村社会福祉協議会
- ※①～③は今後当研修の実施運営に関わる可能性がある職員
- ④地域包括支援センター ⑤基幹相談支援センター ⑥DWAT 隊員 ⑦DPAT 隊員

3. 研修概要

- (1) 日時：2月6日(木) 10:00～17:00
- (2) 人数：50～60人
- (3) プログラム(午前：講義/午後：演習)

【午前：講義】

<講義1> 災害ケースマネジメントとは 【内閣府/先進県・市町村/再建課】

<講義2> 災害ケースマネジメント実践事例 【先進県の市町村】

災害ケースマネジメント概要について理解する。また市町村は災害に備え、どのような体制(会議体等)を構築し、なにを準備するのか等について、先進事例を通して具体的に理解する。

<講義3> 被災者支援における基本的な姿勢、介入方法、情報収集について

「すべては被災者のために」を念頭に基本的な姿勢、介入方法、情報の優先度など情報収集などを理解する。

【午後：演習】 想定する災害：豪雨、土砂災害

<演習1>

フェーズ「発災直後・避難所運営」「避難所閉所・復旧復興」「自立支援・生活再建」の中で起こる状況を提示し、情報収集や課題発見、介入について演習を行う。各グループの発表を行い、解説を加える。

<演習2>

アウトリーチ支援のロールプレイを行う。理解度チェックのため簡易テストを行う。

<演習3>

最後に各自治体及び圏域の関係団体との意見交換を行う。研修を踏まえた「アクションプラン」作成のためのグループワークを行う。

※ 岩手県復興防災部復興くらし再建課追記

認定証交付については、研修の結果を踏まえ、令和7年度から実施。

温かい食事の提供について

岩手県復興防災部復興くらし再建課

温かい食事の提供の例

- ① 地域コミュニティによる自炊
- ② 地元の料理飲食業組合との連携
- ③ NPOやボランティアによる炊き出し

※ 市町村の実情に応じていずれを選択するか検討
①～③の組合せもあり得る

①地域コミュニティによる自炊

- ・被災地において、各地区の婦人会等が中心となり炊き出しを実施。
- ・東日本大震災の事例：山田町大浦地区婦人会はH23.3.11～4.15に女性31人参加（延べ人数434人。）（出典：鹿児島大学岩船昌起教授「岩手県山田町大浦地区婦人会「炊き出し」記録の検証」）

陸前高田市米崎町和方地区での炊き出しの様子（H23.3.20）



出典：いわて震災津波アーカイブ/
提供者 岩手県沿岸広域振興局大
船渡保健福祉環境センター

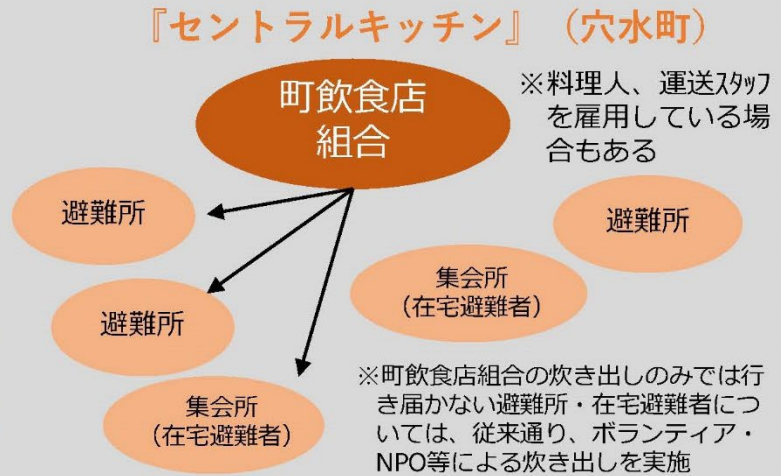
②地元の料理飲食業組合との連携

・能登半島地震では、穴水町でセントラルキッチン方式で各避難所に配食することで食事支援を行うといった新たな取組が行われた。

・熊本県益城町では、平成28年熊本地震で食事提供が不十分であった課題を踏まえ、町内の飲食店が加入する料理飲食業組合と協定締結。



セントラルキッチンでの炊き出しの様子



出典：R6.8.7内閣府(防災担当)令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ資料2-1「避難生活について」

熊本県益城町 食事の確保

飲食店組合との専門職による炊き出しの体制の確保

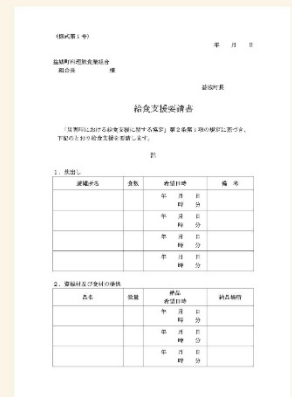
災害時における食料支援は、自衛隊の要請による給食支援、ボランティアやNPO団体等の炊き出し支援、弁当の配食等様々であるが、町は栄養を確保した適温食を安定的に提供する必要がある。そのため、益城町では、災害時の炊き出しを行う専門職の確保と、炊き出しに必要な資機材及び食材の確保を目的に、益城町料理飲食業組合と協定を締結した。

取組の内容

益城町では、平成28年熊本地震で、継続的な食料支援が必要になった際、避難者の状況やニーズに応じた食事の提供が不十分であった課題等を踏まえ、災害時に、栄養のある適温食の炊き出しを安定的に被災者に提供できるよう、町内の飲食店が加入する益城町料理飲食業組合と協定を結んだ。料理飲食業組合と協定を結ぶことによって、災害時に組合に加入する調理師免許を有した料理人等の専門職によって炊き出しを行うことができ、飲食店組合が所有する資機材の貸与を受けたり、飲食店の仕入れルートを活用した食材の確保を行うことができるようになる。また、協定において、様式も合わせて定めておくことで、災害時において、円滑に支援が実施できるよう体制を整備している。

●協定の概要

支援の範囲	・避難所での炊出し及び人員の派遣 ・炊出しに必要な資機材及び食材の提供
費用	災害救助法の基準を準用し、双方協議
手続き	町は所定様式にて組合に要請(緊急時は電話等で対応)
その他	町は、給食支援に関する車両を、緊急車両又は優先車両として支援



取組の効果

益城町では、協定を締結したことによって、専門職による安定的な適温食の提供と、効率的な資機材の確保・食材の提供が見込まれるようになったため、今後も本協定等を活用した食事支援に取り組みたいと考えている。

出典：R6.3内閣府(防災担当)「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」抜粋

③NPOやボランティアによる炊き出し

- ・東日本大震災でも、NPOやボランティアによる炊き出しが行われた。
- ・キッチンカーによる炊き出しも行われた。

田野畑村でのボランティアによる炊き出しの様子
(H23.3.27)



出典:いわて震災津波アーカイブ／提供者 田野畑村

陸前高田市でのキッチンカーによる炊き出しの様子
(H23.4.12)



出典:いわて震災津波アーカイブ／提供者 特定非営利活動法人陸前
たがだ八起プロジェクト

(参考) 令和6年度補正予算における災害対応体制強化の取組

南海トラフ地震や首都直下地震などの次なる大規模災害も見据え、令和6年能登半島地震の教訓も踏まえつつ、避難所の生活環境改善をはじめとした災害対応体制の強化を進める。

経済対策での取組

令和6年度補正予算(内閣府防災):350.5億円※

※災害救助費等(288.5億円)を含み、新地方創生交付金を含まず

新地方創生交付金(地域防災緊急整備型) 1,000億円の内数
→地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、キッチン資機材、パーティション等の資機材の備蓄を推進。

プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄 13.6億円
→立川防災合同庁舎に加え、全国7カ所に温かい食事を提供するための資機材等の備蓄拠点を整備。

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設 0.6億円
→平時からの登録・データベース化により、発災時における迅速な支援を可能とする。

避難生活支援リーダー/サポーター研修の拡充 0.2億円
→地域ボランティア人材に対する研修の実施地域を大幅に拡充。

被災者支援団体への活動経費助成事業 2.8億円
→NPO・ボランティア団体等の交通費の一定額を補助。

新総合防災情報システム(SOBO-WEB)の整備等 23.6億円
→「防災デジタルプラットフォーム」実現に向けた機能強化

トイレ、温かい食事、ベッド・風呂を発災後速やかに配備できるよう平時からの官民連携体制を構築



快適なトイレ



温かい食事



パーティション



段ボールベッド等

避難生活を要因とする災害関連死等の減少

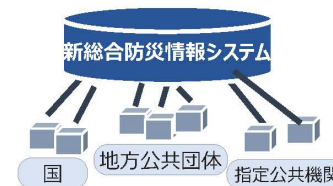
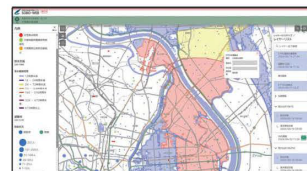


炊き出しを行う支援団体



住家の片付けを行う一般ボランティア

迅速な情報収集による対応力強化



○「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）やスフィア基準等を踏まえて、自治体に対して通知している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営等避難生活のためのガイドライン（チェックリスト）」・「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定する。

トイレの確保・管理

- ・携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレの備蓄（指P.20）
 - ・マンホールトイレの整備（指P.20）
 - ・トイレカー・トイレトレーラーの確保（指P.20、ガP.18）
 - ・仮設トイレの快適トイレ仕様での調達（指P.20、ガP.32）
 - ・スフィア基準「20人に1基」等（指P.20、ガP.32）
- 等を追記



トイレトレーラー（輪島市）



快適トイレ（珠洲市）

食事の質の確保

- ・キッチンカー等の活用（指P.20、ガP.30）
 - ・飲食業協同組合による調理人の派遣（指P.20、ガP.30）
 - ・セントラルキッチン方式の活用（指P.20、ガP.30）
 - ・農水省・学会・大学等の推奨メニューやスフィア基準・厚労省のエネルギー摂取目安（指P.20、ガP.30）
- 等を追記



キッチンカー（輪島市）



キッチン資機材

生活空間の確保

- ・パーティションや段ボールベッド・エアベッド等簡易ベッドの備蓄（指P.21、ガP.42）
 - ・避難所の開設時に設置（指P.21、ガP.41）
 - ・事前に作成したレイアウト図に沿った避難者の誘導（指P.21、ガP.26）
 - ・避難所の土足厳禁（指P.21、ガP.37）
 - ・スフィア基準「3.5㎡の居住スペース」（指P.22、ガP.41）
- 等を追記



段ボールベッド（輪島市）



パーティション（珠洲市）

生活用水の確保

- ・入浴機会や洗濯機会の確保（指P.22、ガP.44、46）
 - ・シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄（指P.22、ガP.46）
 - ・スフィア基準「50人に1つ」（指P.22、ガP.45）
- 等を追記



仮設入浴施設（輪島市）



仮設入浴施設

※炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例等を添付（ガP.63～）

参考資料1 災害ケースマネジメント実施の流れ

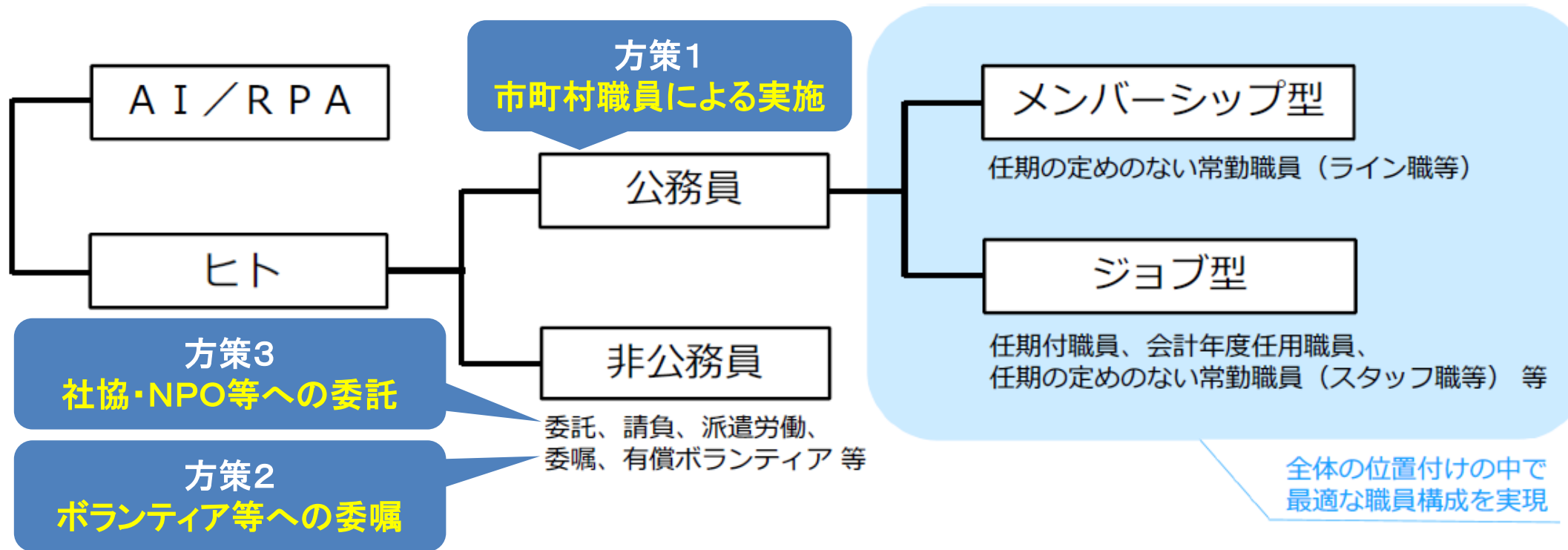
2.1 災害ケースマネジメントとは

※災害ケースマネジメントを開始する段階については自治体の実情に応じて検討する

	平時 P.16	発災直後 ～避難所運営段階 P.33	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階 P.56	応急仮設住宅 供与段階以降 P.101	
被災者の生活		避難所		応急仮設住宅 災害公営住宅	
		在宅避難			
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内） P.17				
	支援関係機関、NPO等との連携				
	計画等への位置づけ P.28				
	人材確保・育成、研修実施 P.150				
	災害ボランティアセンター設置・運営		支援拠点の設置・運営		
被災者支援		罹災証明書発行			
		被災者台帳作成・活用 P.145			
	アウトリーチ等	○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者 →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい） →アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	○主な目的 ・継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等 →アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し	
		災害ケースマネジメント ケース会議	※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要	○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等
		支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への移居等、避難所で生活する被災者への支援を実施	適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等
災害ケースマネジメント 情報連携会議		○目的 ・被災者支援の全体状況の共有 ・避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	

アウトリーチ人材の確保については、以下の**1～3の方策**が考えられるところであり、各市町村が**地域の実情に応じて選択**する必要がある。

今後は自治体業務のB P Rの中で、以下のように業務を切り分ける必要があるのではないか。



- ※ ① 自治体業務のB P Rの中で、AI/RPAで処理するものと人間が担うものに切り分け
- ② 人間が担うものを公務員が担うものと委託、請負、派遣労働等で非公務員が担うものに切り分け
- ③ メンバーシップ型の任期の定めのない常勤職員が担うものとジョブ型の任期付職員、会計年度任用職員、任期の定めのない常勤職員（スタッフ職等）等が担うものに切り分け

参考資料3 徳島県における災害ケースマネジメントの担い手の育成事例

災害ケースマネジメントの担い手育成研修

災害ケースマネジメントとは

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組

徳島県の主な取組について

- ・令和元年度に作成した復興指針に災害ケースマネジメントを位置づけ
- ・令和4年度に地域防災計画を改定し、官民連携など災害ケースマネジメントの理念を導入
- ・連携が想定される関係者（土業、福祉関係者、NPO法人等）と顔の見える関係を構築し、発災直後から円滑な連絡調整を実施するための「災害ケースマネジメント推進協議会」を設置
- ・令和5年3月に「徳島県災害ケースマネジメントの手引書」を作成

本研修の目的

被災者一人ひとりに寄り添い、誰一人取り残さない被災者の早期生活再建を図れるよう、災害ケースマネジメントを実施する際に必要とされる知識やスキルを身につけるため、地域において被災者支援を行うそれぞれの担い手に応じた研修を行います。

対象 県内市町村職員（防災担当、福祉担当等）及び被災者支援の担い手となりうる団体（社会福祉協議会、民生委員・児童委員等）

総括支援員研修

01 災害ケースマネジメント全体を統括できる人材

災害ケースマネジメント全体を統括しマネジメントするため、全体の流れや、多様な主体との連携、ケースマネジメントに携わる者の支援等、災害ケースマネジメント全般についての広い知識やスキルを育成する。

講師

- ◆一財)ダイバーシティ研究所 代表理事 田村 太郎 氏
- ◆一社)ピースポート災害支援センター 辛嶋 友香里 氏
- ◆NPO法人)全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOD) 事務局長 明城 徹也 氏
- ◆NPO法人)日本トイレ研究所 代表理事 加藤 篤 氏
- ◆大阪公立大学大学院 准教授 菅野 拓 氏
- ◆内閣府 防災担当 参事官補佐 新井 大地 氏 他

開催日 ①9月7日(木) ②11月13日(月)
③12月22日(金) ④1月24日(水)

会場 アスティとくしま3階 第2特別会議室

全4回を修了された方には認定証をお渡しし、災害時には災害ケースマネジメントの担い手としてご協力いただくこととしております。

実務者研修

02 アウトリーチの担い手

個別訪問等により支援が必要な被災者を発見し、それぞれの抱える課題を把握・分析し、必要な支援につなげるため、情報収集能力や被災者の課題を把握分析する能力を育成する。

03 長期的な相談・見守り支援を担う相談員

個別訪問従事者に求められるスキルに加え、自立・生活再建にあたって被災者が利用可能な支援策に関する知識や適切な支援策を検討する能力を育成する。

04 災害ケースマネジメントケース会議の運営者

官民の多様な主体が連携して支援を実施するケース会議において、それぞれの関係者が有する専門性に関し互いの理解を深め、被災者の抱える課題の解決に向けた議論を進めるため、会議の進行をサポートし、円滑な会議の進行ができるようファシリテーションスキルを育成する。

講師 開催日 会場：未定

お問合せ
徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課 被災者支援担当
089-621-2704

令和6年度当初予算 17百万円 (16百万円) ※ 〇 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時の支援体制について、各都道府県においては「災害福祉支援ネットワーク」の構築や、「災害派遣福祉チーム(DWAT)」の配置を進めているが、広域的な災害にも対応できるよう都道府県域を超えた連携体制の強化が必要となっている。
- そのため、令和4年度に、平時には広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修、災害時には、都道府県間のDWATの派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置したところ。
- さらに、近年では被災者支援において、保健・医療・福祉の連携強化が強く求められており、各都道府県において、保健・医療と福祉をつなぐ中心的な役割を担うキーマン的な人材育成や配置等が急務となっている。
- こうしたことから、本事業の中で、**新たに保健医療福祉連携の中核的人材育成のための研修を実施**することにより、災害福祉支援ネットワークの強化を図る。

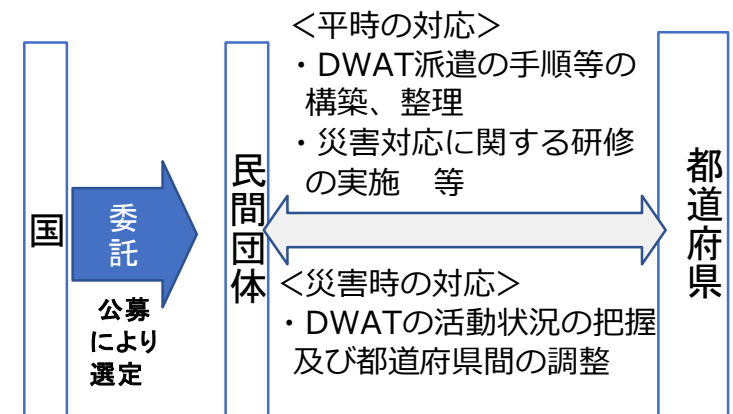
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<令和6年度拡充内容>

■ 各都道府県における保健医療福祉の連携体制の構築・強化に係る支援

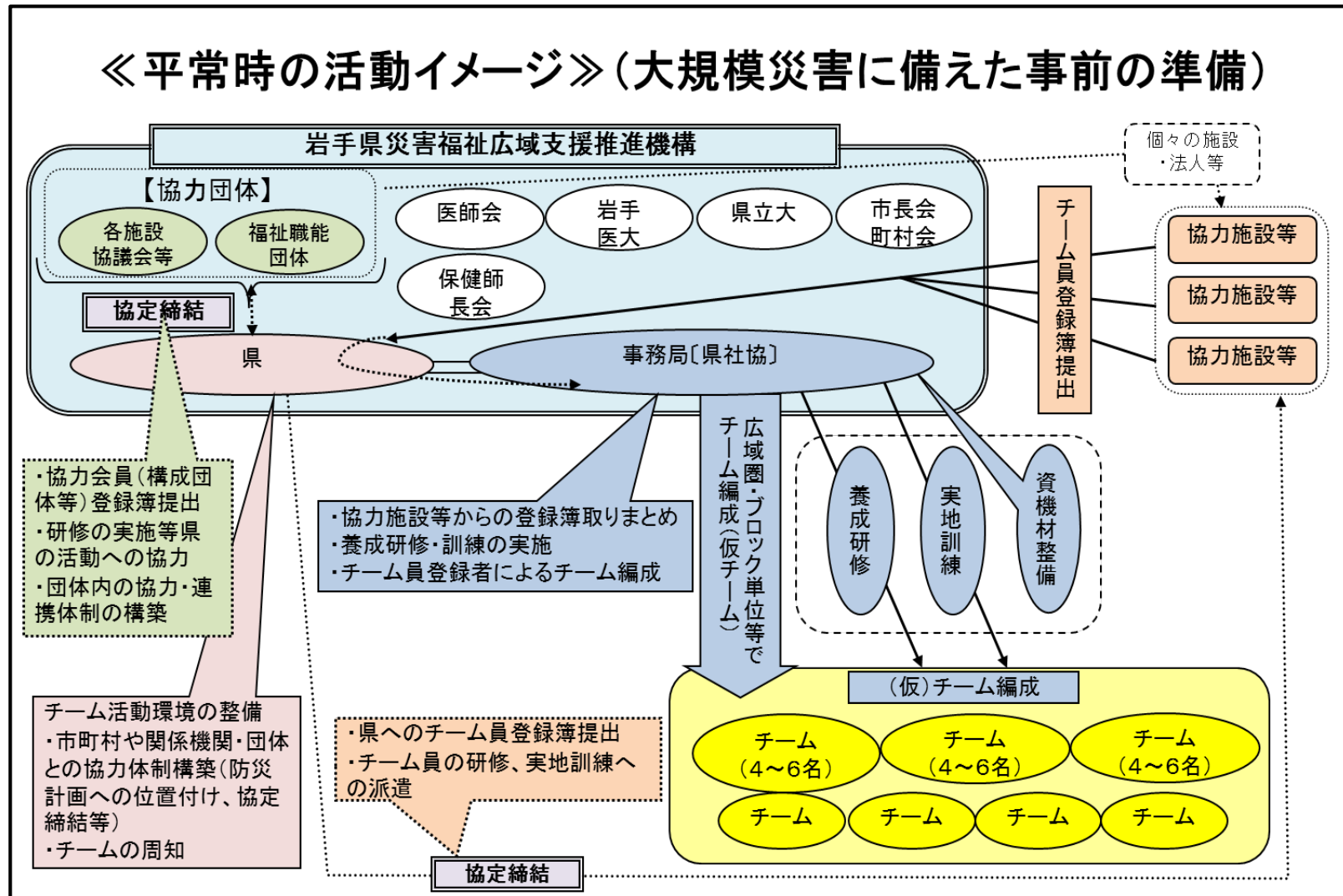
- 1) 平時における都道府県の保健・医療・福祉の主管部局、防災部局や保健所等との連携体制の整備についての検討を行う
- 2) 災害時における都道府県等に設置される保健医療福祉調整本部と災害福祉支援ネットワークの連携・関わり方についての検討を行う
- 3) 上記1)及び2)の検討を踏まえた災害福祉支援ネットワーク事務局職員及びDWATチーム員向け研修の実施

実施主体：国（民間事業者へ委託）
補助率：定額

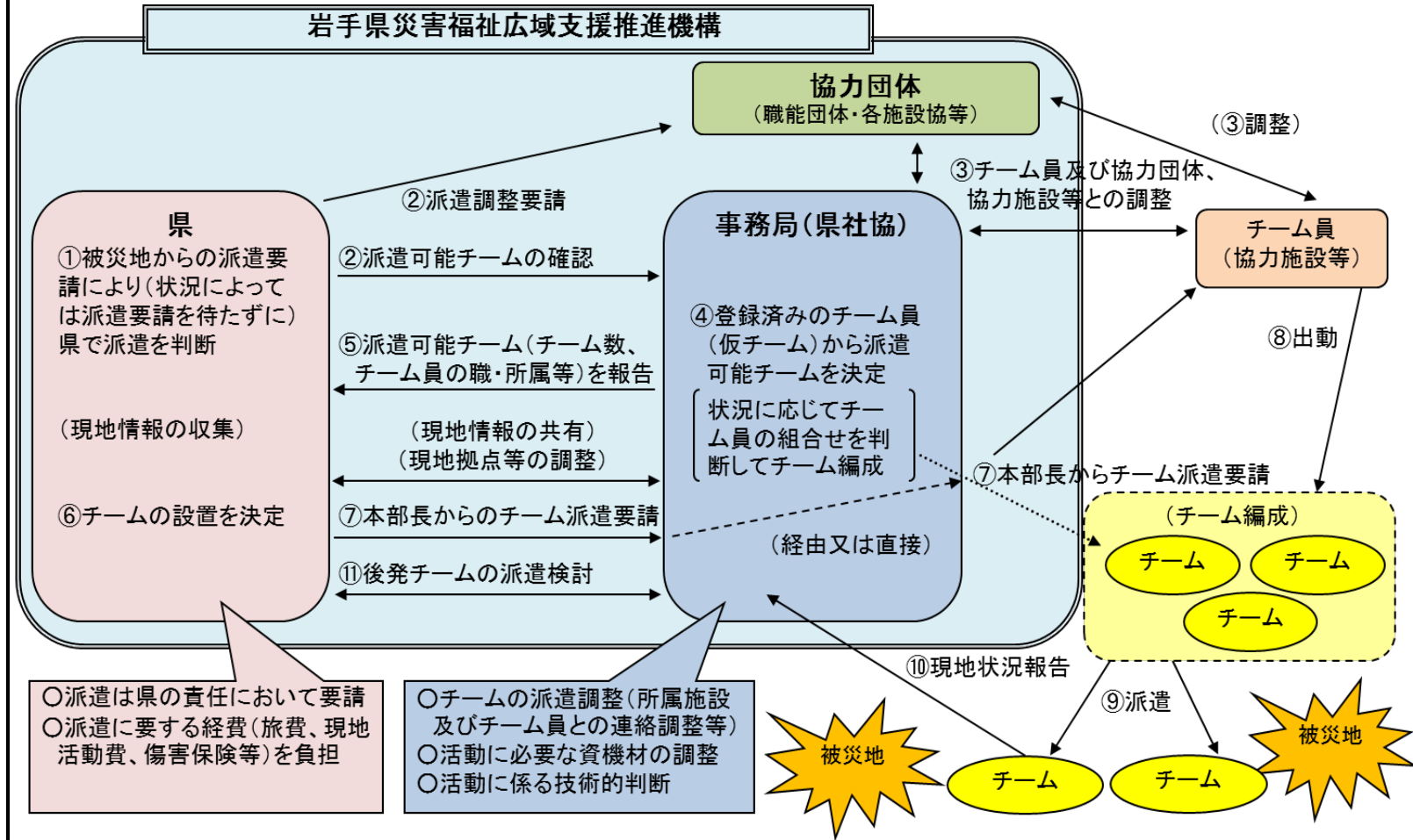


参考資料4 DWAT派遣体制について(②岩手県の体制)

岩手県災害派遣福祉チーム(DWAT)は、岩手県災害福祉広域支援推進機構を本部とし、組織される。
 平常時と大規模災害発生時のイメージは次の通り。



《大規模災害発生時の活動イメージ》



※ 県外への派遣については、被災地行政等の要請に基づき、国又は他都道府県の福祉チーム関係機関と連携の下、チーム派遣等の支援を検討する。

※ 本県における災害においては、その規模に応じ、他都道府県チーム(員)の受入れを想定する。(チームにおける受援体制の充実)

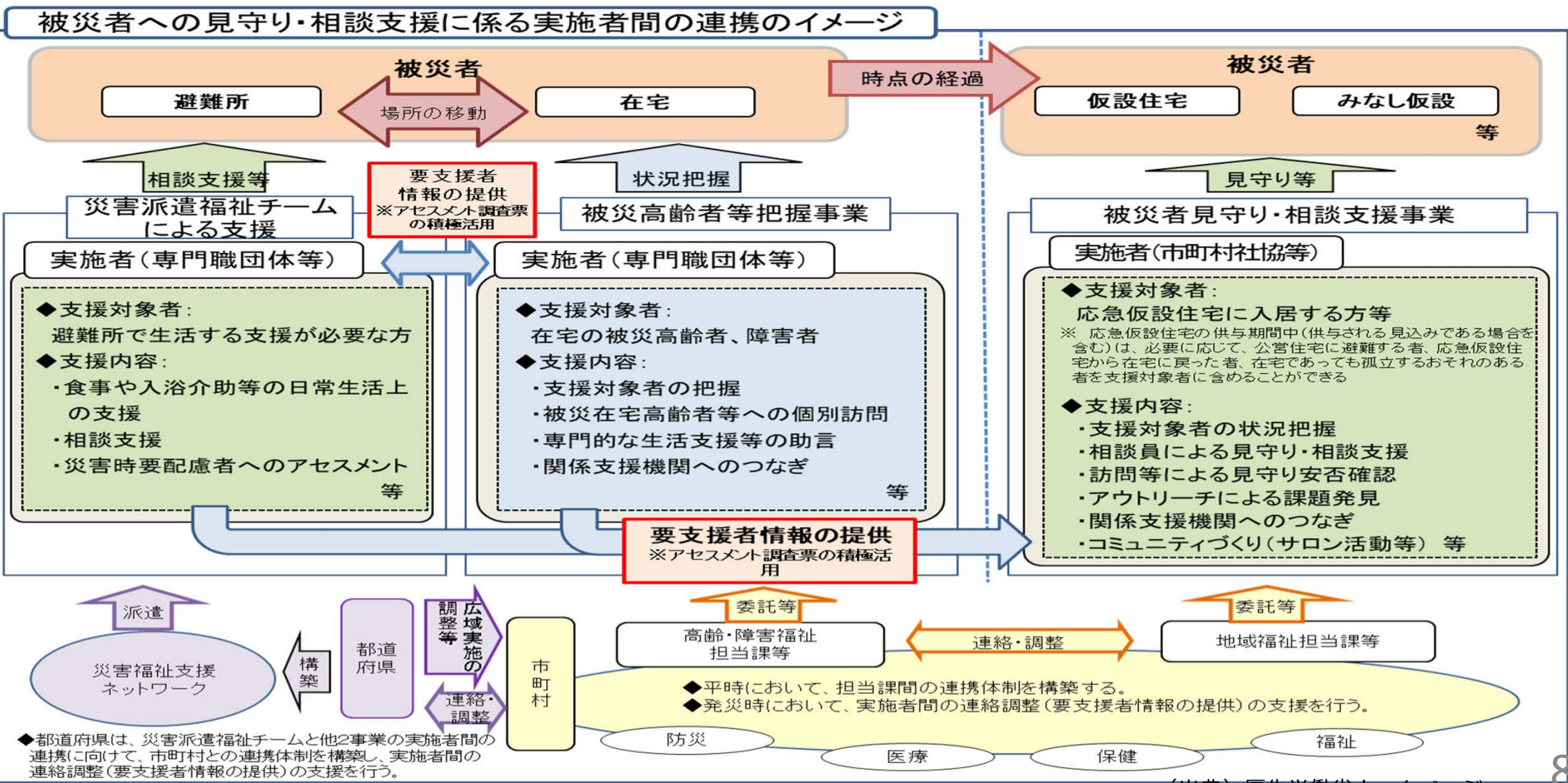
(例)チーム単位で受け入れ、担当避難所を割り当てる。

厚生労働省関係

- ①被災者見守り・相談支援等事業関係
- ②被災高齢者等把握事業関係

被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について（令和2年12月7日：社援地発1207第1号等）

- 被災者への見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて、以下の事業が実施されているところ。
 - 災害派遣福祉チーム（DWAT）による避難所で生活する支援が必要な方の入浴介助等の日常生活上の支援や、災害時要配慮者が抱える課題を解決するための相談支援等
 - 「被災高齢者等把握事業」による在宅で生活する高齢者、障害者へのケアマネジャー等の専門職による生活支援の助言等
 - 「被災者見守り・相談支援事業」による応急仮設住宅に入居する方等への見守りや相談支援等
- 被災者の状況に応じて切れ目のない支援を実施するに当たっては、支援に関する情報共有など、各事業が十分な連携の下で実施されることが重要であることから、その留意事項について自治体へ通知が発出された



被災高齢者等把握事業

事業内容

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

※ 被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対し、支援の届かない被災者をつくらないことを目的として、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。（それ以降は既存の一般施策活用することを想定。）

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村
※民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）へ委託可

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10 / 10
②上記以外の場合 1 / 2

死者、行方不明者等の多数発生等の諸要因を総合的に勘案し国が指定。

【過去の指定】

阪神・淡路大震災(1995年)、新潟県中越地震(2004年)、東日本大震災(2011年)、熊本地震(2016年)、西日本豪雨(2018年)、台風19号(2019年)、令和2年7月豪雨(2020年)、能登半島地震(2024年)

【令和6年能登半島地震における石川県における事業実績】

- 実施主体：石川県
- 委託先関係団体：日本介護支援専門員協会(JCMA)、日本相談支援専門員協会(NSK)、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)など
- 実施期間：2月1日～6月30日
- 実施地域：5市町(輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市)
- 実施状況：活動人数3,573名 訪問件数(累計)27,559件

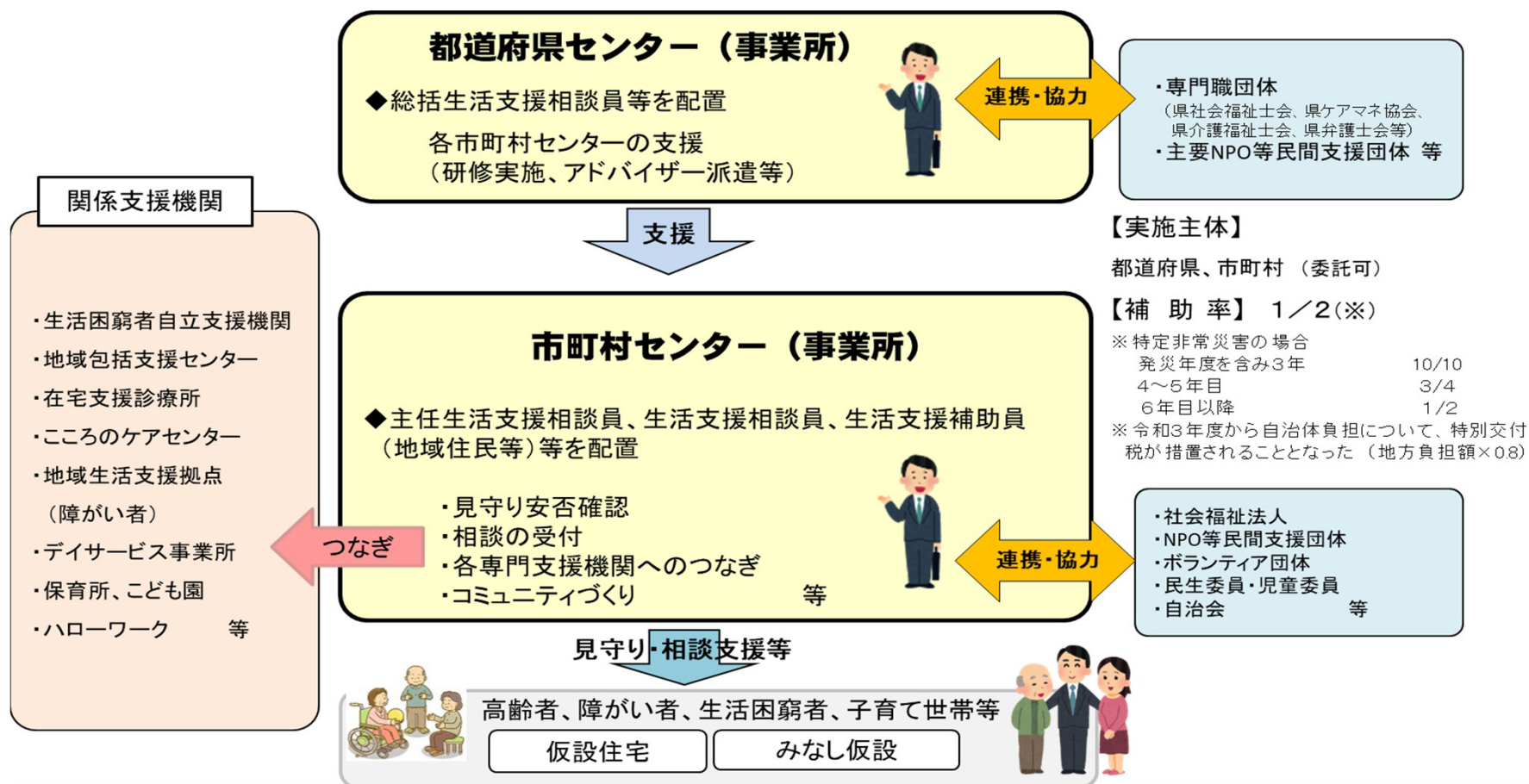
(※) 6月10日時点の暫定値。6月末までの実施状況は現在集計中

1 事業の目的

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門支援機関へつなぐ等の支援を行う。

(令和5年度において事業を実施している災害:平成30年7月豪雨、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和4年8月3日からの大雨、令和4年台風第15号、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨災害、令和6年能登半島地震)

2 事業の概要・スキーム



主な特徴

①避難者把握の迅速化

②避難所外被災者の把握

③本人同意によるNPO等との情報共有



• 早ければ令和8年度以降の社会実装を目指す

• 防災DXサービスカタログ（※）への掲載を申請中

（全国自治体への展開も目指す）

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民の防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

資力不足等で本格的な耐震改修等を行うことが困難な場合についても暫定的・緊急的な安全確保方策が講じられるよう取組を推進すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレイカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべく。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応のポイントや留意事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶して孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- 被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 応急対策職員派遣制度について、総括支援員・政令市の負担が大きかったこと等を踏まえ制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝袋、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道の駅」を活用して災害支援を行うための仕組みの検討

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

○ 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めた支援

○ 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえ指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のバリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要となる設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。



キッチンカー

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべく、公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達ができる環境整備を図るべき。高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべく。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間風呂施設等の関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイクロバス等の確保など、入浴機会が確保されるよう平時からの準備を促すべく。



トイレカー

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリーカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリーカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべく。



仮設風呂

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

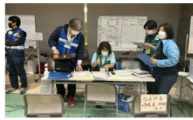
今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な「実施すべき取組」）

3.被災者支援

○ 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討すべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウトリーチ対応や被災しサービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

○ 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

○ 男女共同参画の視点を取り入れた避難所の生活環境の改善

○ 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6.多様な主体の連携等による支援体制の強化

○ 応援職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を通じたトレーラーハウス、ムービングハウス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討

○ 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化

○ 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7.特徴的な災害を踏まえた対応

○ ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

8.引き続き検討及び取り組むべき事項

○ 想定される大規模災害にあらゆる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
○ 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4.物資調達・輸送

○ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべき。

○ 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事を提供するのための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべき。



パーティション・段ボールベッド

○ プッシュ型支援で調達する食品の品目のバリエーションの充実

○ 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5.住まいの確保・まちづくり

○ 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等

○ 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理

○ 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し

○ 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進



リモート判定の様子

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災時の機能確保方法等も検討しつつ、必要に応じて運搬送水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

○ 地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継承するための支援

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

○ 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された消防車の輸送

○ 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

○ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用

関係府省庁による実装の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべき。